実習履修確認書

実習を履修される方は、下記内容を必ずご一読ください。それぞれの項目にチェックを入れ、署名欄にご署名と押印をお願いします。

【実習日数、期間・時期について】

□実習は、法令により、日数(時間数)が定められています。

本課程では、決められた実習期間内に実習を行う必要があります。

※実習 1 と 2 は異なる機能の施設での実習となります。

実習 1 :8 月から翌年 8 月末までの期間中に原則連続 24 日間(180 時間以上)

実習 2 : 8 月から翌年 8 月末までの期間中に原則連続 8 日間(60 時間以上)

□実習は原則平日に連続して行います(土日祝日のみの実習は行いません)。 **1 週間に 1 日程度の公休日を設けますので、実習開始から終了までは 180 時間実習で約 1 ヶ月、60 時間実習で約 10 日かかります。**長期にわたる分散日程での実習はできません。**入学前に必ず勤務先や家庭等の調整を行ってください。**また、実習期間は社会情勢や受人施設の状況などにより変更する場合があります。

【実習先について】

□社会福祉士の実習施設と実習指導者の資格要件は法令等で詳細に定められています。この要件を満たしたうえで本課程と契約を結んでいる施設以外では実習を行えないため、実習先は当課程で決定します。

□実習先によっては、遠方となる(通勤に 1 時間 30 分以上)場合があり、また、早出・遅出や宿泊をともなう実習となる場合もあります。

□実習用の学割定期券は発行できません。

【実習の履修要件などについて】

□実習に行くためには、ソーシャルワーク実習指導の課題①を提出し合格していること。

ソーシャルワーク実習指導スクーリング①に出席していることが必要です。

□その他、何らかの理由で本課程及び実習先が必要と判断した場合は、延期、中止、中断となることがあります。

□妊娠中は、母体保護の観点から実習は延期していただくことをお勧めします。

【実習に関する個人情報の取扱いについて】

□社会福祉士養成課程においては、実習の委託先に対し、実習生票、その他個人情報を提供することがあります。

□SNS 等への書き込みについて、個人情報の書き込み及び、実習施設・機関、クライエント、本学及び本学学生の不利益になるような書き込みはしないでください。発覚した場合は実習を中止する場合があります。

実習の履修について、以上の内容を確認し承諾のうえ、出願いたします。

年　　月　　日　　ご署名　　：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞